

## 政務調査費を不正に取得した笹木豊一議員に対する議員辞職勧告決議 提案理由説明

日本共産党議員団 赤星ゆかり

ただいま議題となっております、議員提出議案第5号「政務調査費を不正に取得した笹木豊一議員に対する辞職勧告決議（案）」の提出につきましては、日本共産党議員団の吉田修、小西直樹、中山雅之、赤星ゆかりの4名が提案者でございます。4名を代表して、提案理由の説明をさせていただきます。

富山市議会では昨年8月以降、議員が政務活動費を不正に取得していたことが相次いで発覚し、12人が辞職、11月の補欠選挙に至りました。その補欠選挙の直後にも、新たに1人が不正を認めて辞職したほか、今年に入ってから、新たな不正が次々と発覚しています。

このことは全国に報道され、大きな社会問題となり、多くの富山市民に失望を与え、市民の怒りと議会への不信は頂点に達しました。

そして、元議長である笹木豊一議員が、平成23年10月21日と平成25年1月16日、平成25年2月21日付で、酒店から入手した白紙の領収書に、宛先、金額、但し書き、日付を記入し、領収書を偽造して、実際には購入していない「切手代」として、3回で合計12万4400円を架空請求し、不正に当時の政務調査費を取得していたことが、本年2月9日に、テレビ局の取材により発覚しました。しかも、その不正請求のうち1件は、笹木氏自身が市議会議長を務めていた時期であります。

笹木議員は2月13日に、この3件の不正を自ら認められ、自民党会派としても議長に「第6次報告書」として提出されました。笹木議員が行った架空請求は明らかな不正行為であり、昨年来の不正で辞職した元議員らの手口と、なんら変わりなく、お金を返して済まされるものではありません。潔くご自身で、辞職を決断されるべきであることは当然です。市民から「なぜ辞職しないのか」「なぜ議会は追及しないのか」という声が、たくさん寄せられています。たまたま、5年前と4年前の証拠書類が2月になって公開され発覚が遅れただけであり、昨年9月だったら即辞職で、あと2ヶ月余りだったら辞職しなくていい、などということは、決して市民が許しません。

私達も当然、ご自身から辞職を決断されるものと思っていました。しかし何の動きもない。そこで、日本共産党議員団として、2月28日、自民党会派に対し、笹木議員の辞職を申し入れましたが、会長・幹事長は「本人が決めることであり、会派からは言えない」との回答だけでした。私達は、笹木議員が何事もなかったかのように、3月定例会に出席しておられるのを見て、また、他の会派の議員のみなさんが何も言われぬことにも、強い違和感を覚えました。そして3月6日には笹木議員本人に対し、きちんとご自分のされたこと、市民の怒りを受け止めて、辞職されるよう申し入れましたが、4月23日までの「任期を全うさせてほしい」と辞職を拒否されたまま、今日に至っております。その結果、やむなく、このような辞職勧告決議案を出すことになったことは、まことに残念であります。

自ら不正を認めた議員に「辞職せよ」とも言わない、処分もしない、自民党のみなさんも、そのようなことでは、政党・会派としての自浄能力がないと言われても、仕方がないのではありませんか。

笹木議員には不正の発覚後、2月24日に2月分の議員報酬60万円が支払われ、辞職されない限り、3月分の議員報酬60万円と、4月分は23日までの46万円とが支払われます。加えて、笹木議員は富山市議会選出の「富山県後期高齢者医療広域連合議会」議員の一人であり、不正発覚後の2月24日に開かれた今年度2回目の議会は「体調不良」として欠席されていますが、今年度の議員報酬2万円は、欠席しても3月末日に本人に振り込まれるとのことでした。

昨年9月以降、富山市議会は、不正を二度と起こさないため、「政務活動費のあり方検討会」と「作業部会」を設置し、「運用指針」の見直し作業をすすめ、4月の改選後から新しい、厳しい指針にて運用することを決めました。その最中での新たな不正の発覚は、市民の中に、「まだ不正の全容解明はされていない」との不信感を、再び増大させています。

日本共産党議員団が1月から行いました「市民アンケート」では、全体で2000通を超えるご回答が寄せられたうち、この一連の不正への市議会の対応について「追及が足りない」が87%です。「不正を認めた人はただちに辞職すべき」が92%です。

自由記述によるご意見も、びっしりと書き込まれています。その一部を紹介しますと、「不正を認めながら辞めていない議員もいます。それについてどう思われますか？」の問いに対しては、

- ・辞職すべき。教育上も良くない（40代男性）

- ・人のお金を自由に使用できるのはおかしい。なぜ、罪にならないのか。私たちがそのようなことをしたら、現在のところにおれない。議員だったら許されるのか！（60代女性）
- ・不正は許せない、辞職しなさい。（80代男性）
- ・辞職しないのが、はがやしい。（70代女性） など。

こうした市民の怒りを、富山市議会として、しっかりと、受け止めるべきです。

辞職勧告決議は、可決しても法的拘束力がないことは、百も承知です。

しかし、議会として辞職の勧告さえしないということは、不正に目をつぶり、不正した議員をかばう議会と言われるでしょう。「富山市議会は少しも反省していない、変わっていないではないか」と、市民からあきれられることでしょう。昨年9月から合計11回にわたり、新しい厳しい運用指針の策定のため議論を重ねてきたことも、意味をなさなくなってしまうのではありませんか。これでは市民のみなさんにたいして、申し訳が立ちません。

これだけ大きな問題になりながら、不正を犯した議員が辞職せず居座るということは、まさに異常事態、それを許すのはもっと異常です。議会のあり方に関わる大問題です。まさにいま、富山市議会そのものが、問われており、富山市議会としての意志を示すことが、求められているのではありませんか。

議員のみなさん。富山市議会として、不正を一掃し、再発を許さない強い決意を、ここに改めて示そうではありませんか。

市民の怒りを真剣に受け止め、この決議に、ぜひ、全会一致のご賛同をいただきますよう呼びかけまして、提案理由の説明とさせていただきます。